

地方独立行政法人 静岡県立病院機構

看護師修学資金 貸与制度

静岡県立
総合病院

こころの
医療センター

こども病院

静岡県立3病院での
勤務を希望する方の
修学を支援します！

◆修学資金貸与制度の概要

貸 与 額

月額5万円

対象期間

看護師養成校を卒業するまで

返還免除

卒業後に看護師として静岡県立3病院に
勤務した期間に応じて、修学資金の返還
が免除されます。

募集期間

4月（第1期）・5月～8月（第2期）

※ 第1期の募集期間は、4月1日～15日（郵送の場合は消印有効）です。

※ 「静岡県外の養成校からすでに貸与を受けた修学資金」を返還するための一括貸与制度もあります（詳しくは下記へお問い合わせください）。

お問い合わせ



静岡県立病院機構 本部事務部 経営管理課

フリーダイヤル 0120-417-451

<http://www.shizuoka-pho.jp>



修学資金貸与制度 Q&A



Q1 修学資金の申し込みは、どのような方法ですか？

A 募集期間内に**貸与申請書**を提出していただきます。その添付書類として健康診断書（申請時に各自で受診）、在学証明書、推薦書、高等学校等の成績証明書、連帯保証人の印鑑証明書（2人分）などが必要となります（詳しくは、募集の際に案内をご確認ください）。

Q2 修学生（借受者）は、どのようにして決定しますか？

A 書類審査及び面接審査により**貸与決定**をします。結果は、申請書を提出されたすべて方に對して書面により通知します。

Q3 他機関の修学資金とあわせて借りることはできますか？

A 他機関から借りようとしている（借りている）修学資金が、当該病院への就職を**返還免除の条件**としている場合には、あわせて借りることはできません。
(日本学生支援機構の制度とは、併用して申請（借り受け）することができます)

Q4 看護師資格を取得後に、進学した場合はどうなるのでしょうか？

A 在学期間中は、届出により修学資金の返還が猶予されます（卒業後に静岡県立病院機構へ就職されることをお待ちしています）。なお、**助産師資格取得を目的とした進学**の場合は、修学資金貸与の対象となりますので、改めて貸与申請を行うことができます。

Q5 修学資金の貸与を受けた場合でも、採用試験を受けなければいけませんか？

A 当機構の職員採用は、職員採用試験の結果により決定しますので、修学資金の貸与を受けた場合でも、**職員採用試験**を受験していただきます。

静岡県立3病院は、静岡県立病院機構が運営を行っています



県立総合病院



こころの医療センター



こども病院